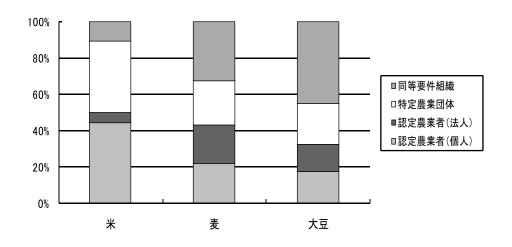
第6章 宮城県および角田市枝野地区における品目横断的 経営安定対策への対応

宮城大学食産業学部 柳村 俊介

1. 宮城県における品目横断的経営安定対策の加入申請状況

まず、宮城県における品目横断的経営安定対策の加入状況を概観しておく。平成 19 年産の加入面積は米 24,052ha(作付面積比 30.8%)、麦 2,777ha(同 94.1%)、大豆 9,429ha(同 97.7%)で、合計 36,258ha(同 39.9%)である。東北全体の 3 作物合計の加入面積割合は 36.9%であるので、宮城県はこれを上回、東北では山形県、秋田県に次いで 3 番目に加入率が高い。ただし、麦と大豆はほぼ全面積が加入しているものの、米の加入面積割合は東北平均の 32.1%を下回る。

加入申請をした経営体の性格をみると(第1図),米については認定農業者と集落営農 組織が半々だが、麦と大豆については集落営農組織のシェアが高い。



第1図 作物別にみた認定農業者と集落営農組織の面積シェア

地区別にみると、大崎地区・石巻地区で加入申請面積の割合が高い。県南の小規模・兼 業地帯である大河原地区で低いが、県北の登米地区・栗原地区の加入割合も高くはなく、 モザイク状態を示している。加入申請割合の差は米の割合の高低によって左右されている が、大豆についても差が見られる。

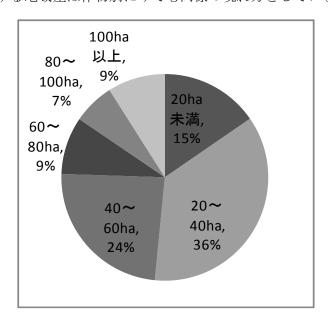
第1表 地区別にみた品目横断的経営安定対策の加入申請状況

地区	加入経営体数	加入申請面積(作付面積に対する割合)				認定農業者の割合		備考
I I I I		米	麦	大豆	合計	経営体数	加入申請面積	洲石
大河原	243	15.4	93.7	61.6	21.6	94.7	83.5	認定農業者の
登米	444	22.2	80.0	89.8	31.0	92.6	73.2	シェアが高い
石巻	429	35.3	108.5	108.0	50.5	88.5	51.3	
栗原	341	27.5	0.0	80.0	31.8	89.1	49.9	
仙台	487	20.4	90.8	107.7	30.6	83.4	42.2	
大崎	808	49.3	91.0	109.1	57.9	72.9		集落営農組織
気仙沼	5	0.8	0.0	12.7	2.8	60.0	17.9	のシェアが高い
宮城県合計	2757	30.8	94.1	96.2	39.9	84.3	44.7	

第2表 作物別にみた認定農業者の面積シェア

	米	麦	大豆
大河原	95	54	67
<u>登米</u> 石巻	76	98	66 25
石巻	66	42	25
栗原	52	_	41
仙台	63	19	11
大崎	29	39	27
気仙沼	22		0
宮城県合計	50	42	33

認定農業者と集落営農組織のシェアはかなり異なっており、大河原地区・登米地区では 認定農業者、大崎地区では集落営農組織のシェアが高い。こうした認定農業者・集落営農 組織のシェアに関する地域差は作物別にみても同様の現れ方をしている。



第2図 経営面積規模別にみた集落営農組織

集落営農組織の平均経営面積は 49.6ha で, $20 \sim 60$ ha が 6 割を占めるが, 200ha 以上も 4, 5 組織存在する (第 2 図)。平均構成員数は 27 戸で, 集落ぐるみ型が組織数の 70 %, 構成員数の 85 %を占める (第 3 表)。

第3表 集落営農組織の組織構成

	組織数	構成員総数	平均構成員数
オペーレーター型	130	1,732	13.3
集落ぐるみ型	304	9,792	32.2
合計	434	11,524	26.6

2. 宮城県角田市枝野地区における集落営農組織

宮城県全体についての観察はこのぐらいにとどめて、次に宮城県における調査地点のひとつ角田市枝野地区の集落営農組織についてみる。角田市は県南の大河原地区に位置している。大河原地区は上述のように集落営農組織よりも認定農業者のシェアが高いのだが、調査対象の角田市枝野地区では転作組合を母体とする集落営農組織が形成されている。

(1) 枝野地区における転作組合の形成

転作組合が設立されるきっかけになったのは県営ほ場整備事業(担い手育成型)である。事業の対象面積は211.3haで、関係する土地改良区組合員は296名を数える。平成10~19年度の期間に工事が実施され、平成20年3月に換地が行われた。標準区画は1ha(28%)と50a(72%)である。ほ場整備事業の実施時期が比較的遅いのは、枝野地区では昭和33、34年に積雪寒冷地の事業で10aの区画整理を実施しており初期のトラクター導入に際してほ場整備の必要に迫られなかったからである。

当該事業は担い手育成型であるので、ソフト事業として「作付連坦化加算」による農家 負担の軽減、すなわち一定の担い手集積率を確保すると地元負担が3.75%に(通常7.5%) に軽減される措置が講じられた。土地改良区組合員296名の内訳は兼業農家262戸、専業 農家34戸であるが、当地区にはさらに作業委託農家89戸がおり、これを加えると当地区 の総農家数は385戸である。そして今回の品目横断的経営安定対策では認定農業者13戸 (79.1ha)、転作組合2組合(70.0ha)が加入した。担い手育成型のほ場整備事業と品目横 断的経営安定対策が重なることによって農地集積が急速に進行しているのである。

さて、転作組合は平成 11 年に「枝野集団転作組合」として設立された。転作はブロックローテーション方式ではなく、工事の事前・事後転作を中心に一時利用地を毎年団地化して集団転作として実施し、この転作の作業を転作組合が受託した。こうした集団転作の

背景には、①高額の土地改良区賦課金(当地区の土地改良区賦課金が10 a 当たり約18,000円と高く、調整水田による転作対応では土地改良区費が支払えない)、②小作料の低下(標準小作料は大区画地帯で10 a 当たり15,000~23,000円だが、実勢小作料は米30~40kgで、1万円を切るまでに低下した)、③転作の交付金だけでは生活ができないので転作田固定では支障が生じるといった事情があり、転作組合による転作物の作業委託が展開した。転作組合は3班13名のオペレーターの体制を組み、その内訳は1班(枝野1区~6区)・オペレーター5名、2班(枝野7区、8区)・オペレーター6名、3班(藤尾地区)・オペレーター2名であった(なお、3班は藤尾からの入作農家である)。受託面積の実績はH12年:55.9ha、13年:90.3ha、14年:66.0ha、15年:85.5ha、16年:70.5ha、17年:73.8ha、18年:70.0haという推移をたどった。

(2) アグリセンター (農用地利用改善団体) の設立と集落営農組織

ほ場整備事業の完了によって一時利用地の指定ができなくなり、そのままでは集団転作が崩れることになる。そこで、平成 $16 \sim 18$ 年にかけて県の水田農業プロジェクトチームの協力を得、農地利用調整の手法を検討するために土地改良区主催で 100 回に及ぶ会合を開いた。その結果、平成 $17 \sim 19$ 年にかけて以下の 6 つのアグリセンターが設立され、集団転作の維持に向けた農地利用調整の体制が整えられていった。農協座談会の出席率が近年低下する一方、アグリセンターは 8 割程度の出席率を維持しており、高い関心をもたれているという。

枝野4区アグリセンター 旧転作組合1班 集落営農組織なし*1区~4区をカバー

枝野6区アグリセンター 旧転作組合1班

前原郡山営農改善組合 旧転作組合 1 班 Green5 えだの *5区

枝野7区アグリセンター 旧転作組合2班 夢の里えだの

枝野8区アグリセンター 旧転作組合2班

大防地区転作協力組合 旧転作組合 3 班 集落営農組織なし *藤尾地区

アグリセンターを通じた農地集積は平成 20 年度から一括利用権設定によって進められることになった。具体的には、農地保有合理化事業によって枝野地区全体の農地の利用権をいったん角田市農業振興公社に集積し、それを担い手農家等に再配分するという内容である。

集落営農組織は、①前原郡山営農改善組合において旧転作組合のオペーレーター1名を中心に新たに組織化した「Green 5 えだの」(構成員6名、耕作面積8.8ha,うち2 haでブロッコリー作付、直売所を経営)、および②枝野7区、8区アグリセンターにおいて旧転作組合のオペレーター6名に共済組合職員を経理等実務担当者として加えて設立された「夢の里えだの」(構成員7名、耕作面積55ha)の2つである。4区、6区のアグリセンターにおいては旧転作組合1班のメンバー4名による大豆用コンバインの共同利用が続い

ている。

なお、農地・水・環境保全保全向上対策については4区、6区、7区、8区がエントリーし、うち4区、6区、8区の3つは同対策の営農活動の取組も行っている。

(3) 枝野地区における対応の特徴

転作に対する組織対応が不可欠であるという認識は浸透しており、転作組合の設立や一括利用権設定については受け入れられてきた。その一方、ほ場整備事業の終了と品目横断的経営安定対策の開始に際しては枝野地区全体での転作組合の強化ではなく行政区単位の対応に変わり、結果として転作組合が弱体化した。枝野地区が農地利用調整については一括利用権設定のような思い切った方法をとりながら、なぜ枝野地区全体での集落営農組織の強化を打ち出せないのか、現時点では解明できておらず、今後の調査研究の課題である。

さて、将来的に枝野地区の多くの部分の耕作を担うことになるだろうとみられているのが上述の集落営農組織「夢の里えだの」である。旧転作組合の中核を担った2班のオペーレーター6名によって設立された組織で、構成員はそれぞれ8~ 20ha の経営耕地をもつ認定農業者であり、個別的に農地集積をはかってきた。各構成員は水稲については個別作業、転作については転作組合の共同作業を実施している。

しかし「夢の里えだの」は法人化に向けて踏み出すかどうか、なかなか決断できない状況にある。転作だけではなく水稲についても個別経営による対応が困難になるので法人化が意味を持つことは共通に認識されている。具体的には、将来における農業機械投資の不安を解消するとともに、転作物に対する管理作業を周到化し収量向上が期待できるという点で法人化の意義が認識されている。6名の認定農業者のうち5名は農業専従者だが、残り1名も法人経営が形成された場合は農外就業を中止して農業専従化をはかる意向をもっているし、後継者の農業専従化を希望する経営主もいる。

一方で、以下のように法人化に対して慎重となる事情がある。それは、すでに各農家が個別的な農地集積を進め農地機械投資を行っているからであり、稲作に関する規模の経済は個別経営においてすでに一定程度達成されている。したがって、稲作を共同で取り組んだとしても大きく収益性が向上することは期待しにくい。そして法人化すると元の個別経営に戻ることは容易ではないので、法人経営の優位性が明確にならないまま法人化に踏み切ることに躊躇するのである。

(4) 転作組合型の集落営農

小規模・兼業農家が主体となって形成された北陸の集落営農組織と「夢の里えだの」のような集落営農組織を比べると、かつて中農層の滞留が特徴とされた東北においても過去 十数年間に農民層分解が相当進行している点で北陸と類似した動きをみることができる。 しかし、①転作の比重の大きさが大きく個別稲作+転作組合の再編問題という現れ方をしている点、②水稲については個別でスケールメリットを一定程度達成しており、集落営農による稲作の経済的メリットが表れにくい点において、北陸とは違った問題状況を抱えて いる。集落営農によって稲作の共同化をはかっても、ある程度の省力効果は期待できるものの、新たな労働投下場面を形成して収益確保につなげられるかが大きな課題となる。